

## 排水槽の構造及び維持管理に関する指導基準

### (目的)

第1条 この指導基準は、本市の下水処理区域内の建築物において自然流下方式により排出できない下水(下水道法第二条一項 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。))に起因し、若しくは附随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。以下同じ。)を排水ポンプにより排出するため、地下階に設ける槽(以下「排水槽」という。)の構造及び維持管理について必要な基準を定め、悪臭の発生を防止し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

### (排水槽の設置に関する事前協議)

第2条 建築物に排水槽を設置しようとする者は、建築確認申請に先だち当該排水槽の構造等が第4条に定める基準に適合するものであることについて上下水道局に協議するものとする。

2 都市計画局は、排水槽のある建築物の確認申請があった場合において、排水槽の構造等について上下水道局との協議を受けていないと認められる場合は、当該申請者に対し、前項に定める協議をするよう指示するものとする。

### (協議に必要な図書)

第3条 前項第1項に定める協議をしようとする者は、次に掲げる図書を提出するものとする。

- (1) 計算書 排水槽の容量計算、排水ポンプの計算、その他必要な計算書
- (2) 位置図、付近見取図に位置を明記すること。
- (3) 排水槽の構造図、平面図、断面図
- (4) 配管図 平面図、立図
- (5) 排水ポンプの型式 排水量、揚程、出力、消費電力、性能曲線図等
- (6) 維持管理概要説明書
- (7) その他必要と認める図書

### (排水槽の構造基準)

第4条 排水槽(付帯設備を含む。以下同じ。)の構造基準は下水道法第十条第三項の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 排水槽は、汚水槽、雑排水槽、混合槽、雨水槽、湧水槽に分けて設置し、雨水槽と湧水槽を兼用しないことを基本とする。
- (2) 排水槽の設置位置は、維持管理に支障のない場所に設けること。
- (3) 排水ポンプ吸引用ピットの側壁とポンプの間隔は20cmを標準としピットの深

さは30cm以上50cm以内とすること。

- (4) ステップを設ける場合は耐蝕性のものを使用すること。
- (5) 機器の故障等に備え警報装置を設けること。
- (6) 排水ポンプは故障等に備え予備を設けること。
- (7) 排水槽の有効容量は、時間最大流入量の2時間分とし次式によって算出した容量とすること。(時間当り平均流入量(m<sup>3</sup>)×1.5)×2.0
- (8) 排水ポンプの能力は、排水槽内揚水範囲の汚水を3分間以内で全部排除し得るものとする。
- (9) 汚水槽、雑排水槽、混合槽等、悪臭の発生が予想される排水槽の稼働間隔は、1～2時間以内となるよう水位制御とタイマー制御を備えたビルピット型ポンプを設置し、雨水槽、湧水槽等に設置する排水ポンプは、水位制御を設置することを基本とする。
- (10) 排水槽の清掃を行うため、槽付近に散水栓を設置すること。  
(洗浄設備は間接流入とし飲料水と直結しないこと。)

#### (排水槽の維持管理基準)

第5条 排水槽を設置する者は、悪臭の発生を防止するため、次の各号に定める基準により排水槽の維持管理をするものとする。

- (1) 排水槽を常に清潔、良好な状態に保つよう努めるものとし、排水槽及び排水ポンプ、排水管、阻集器、通気管等について6カ月以内毎に清掃するとともに器械機能の点検をすること。又必要があるときは、その都度清掃すること。
  - (2) 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを投入しないこと。
  - (3) 予備ポンプは、不断の点検補修を十分行い排水機能に支障をきたさないよう努めること。
  - (4) 汚水の滞留時間を可能な限り短縮するために、排水ポンプの始動水面をできるだけ低く設定すること。
  - (5) 次の書類はいつでも利用可能な状態に整理記録し保存すること。
    - ア．排水槽に関する書類
    - イ．排水槽の清掃、機器の点検修理等の記録簿
2. 排水槽の所有者又は使用者は、排水槽の維持管理を行う者(以下「維持管理責任者」という。)を定めるものとし、維持管理責任者は、この指導基準の定めるところにより適正に排水槽の維持管理をしなければならない。

#### 附 則

この指導基準は昭和55年9月10日から施行する。

この指導基準は平成17年4月1日から施行する。